

長崎県飼養衛生管理指導等計画（令和6～8年度）

（ 令和6年7月24日
長 崎 県 公 表 ）

はじめに

- （1）本計画は、家畜伝染病予防法（以下、「法」という）第12条の3の4に規定する飼養衛生管理指導等計画（以下、「指導計画」という）を定めるものである。
- （2）本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度とする。
- （3）なお、本計画については、家畜伝染病の発生の状況の変化等により飼養衛生管理指導等指針（以下、「指針」という）の見直しがあった場合には、随時見直す。

第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

I 長崎県の畜産業の現状

本県では、離島・半島地域が大部分を占め平坦地が少ないという厳しい条件の中、生産者をはじめ関係者の創意工夫と努力の積み重ねにより、各地域の特性を活かした多様な農業が展開されている。なかでも畜産業は、農業産出額（令和4年：1,504億円）の約4割を占める596億円となっており、うち肉用牛は品目別産出額1位の275億円、豚は2位の136億円、ブロイラーは7位の75億円、鶏卵は8位の54億円、生乳は10位の46億円を占めるなど、本県の農業振興を図る上でいずれも重要な作目となっている。

（1）家畜の飼養状況（令和5年4月1日、県畜産課調べ）

○県内の飼養状況

<戸数割合>

	乳用牛	肉用牛		豚	採卵鶏	肉用鶏	
		繁殖※	肥育※				
長崎・ 県央	15戸 (13.8%)	189戸 (9.1%)	120戸 (6.2%)	92戸 (37.1%)	33戸 (42.3%)	14戸 (31.1%)	15戸 (29.4%)
島原	78戸 (71.6%)	356戸 (17.1%)	312戸 (16.1%)	85戸 (34.3%)	36戸 (46.1%)	26戸 (57.8%)	25戸 (49%)
県北	16戸 (14.7%)	700戸 (33.6%)	674戸 (34.8%)	53戸 (21.4%)	3戸 (3.8%)	2戸 (4.4%)	7戸 (13.7%)
五島	0戸 (0%)	259戸 (12.4%)	256戸 (13.2%)	5戸 (2.0%)	6戸 (7.7%)	1戸 (2.2%)	1戸 (2.0%)
壱岐	0戸 (0%)	540戸 (25.9%)	536戸 (27.7%)	13戸 (5.2%)	0戸 (0%)	1戸 (2.2%)	1戸 (2.0%)
対馬	0戸 (0%)	40戸 (1.9%)	40戸 (2.1%)	0戸 (0%)	0戸 (0%)	1戸 (2.2%)	2戸 (3.9%)
県計	109戸	2,084戸	1,938戸	248戸	78戸	45戸	51戸

※複合経営があるため、「繁殖」と「肥育」の合計と肉用牛全戸数は一致しない。

<頭羽数割合>

	乳用牛	肉用牛		豚	採卵鶏	肉用鶏	
		繁殖※	肥育				
長崎・ 県央	438頭 (7.4%)	19,733頭 (21.3%)	2,943頭 (9.0%)	15,284頭 (35.2%)	77,139頭 (38.5%)	263,252羽 (15.6%)	1,104,700羽 (35.6%)
島原	4,321頭 (72.9%)	35,605頭 (38.4%)	8,928頭 (27.2%)	22,391頭 (51.5%)	90,739頭 (45.3%)	1,397,667羽 (82.9%)	1,579,971羽 (50.9%)
県北	1,171頭 (19.7%)	18,478頭 (19.9%)	9,351頭 (28.5%)	3,672頭 (8.4%)	7,483頭 (3.7%)	7,000羽 (0.4%)	418,000羽 (13.5%)
五島	0頭 (0%)	8,698頭 (9.4%)	5,112頭 (15.6%)	601頭 (1.4%)	25,080頭 (12.5%)	9,200羽 (0.5%)	1,200羽 (0.04%)
壱岐	0頭 (0%)	9,776頭 (10.5%)	6,171頭 (18.9%)	1,521頭 (3.5%)	0頭 (0%)	8,780羽 (0.5%)	0羽 (0.0003%)
対馬	0頭 (0%)	477頭 (0.5%)	313頭 (1.0%)	0頭 (0%)	0頭 (0%)	1,000羽 (0.06%)	300羽 (0.001%)
県計	5,930頭	92,767頭	32,818頭	43,469頭	200,441頭	1,686,899羽	3,184,181羽

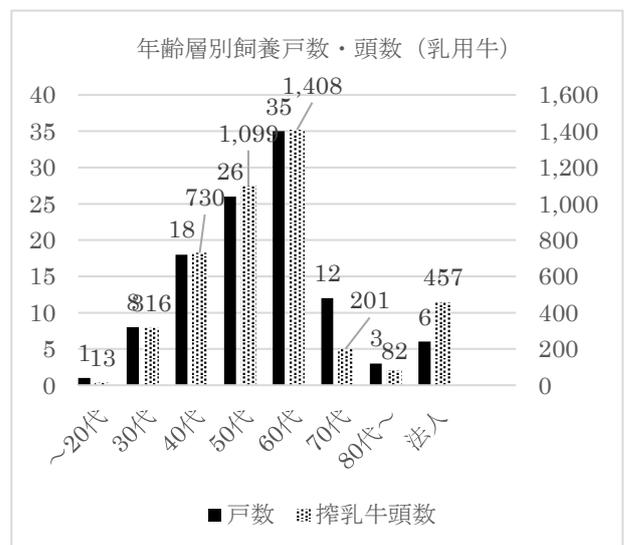
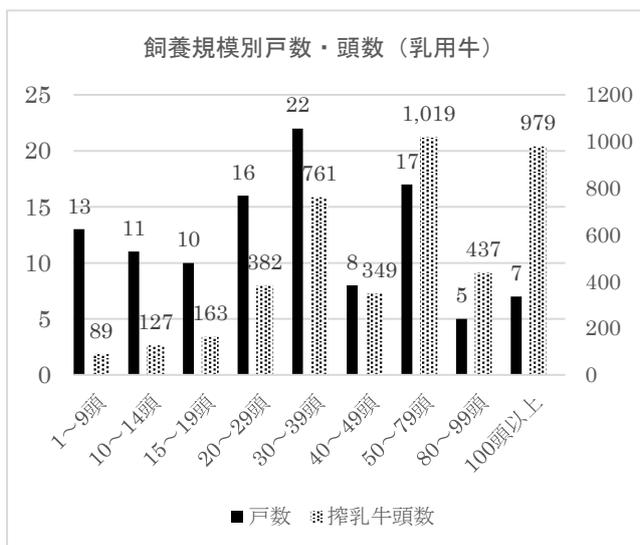
※肉用牛の「繁殖」の頭数は12ヵ月齢以上の繁殖雌牛頭数であるため、「繁殖」と「肥育」の合計と肉用牛全頭数は一致しない。

<頭羽数/戸数>

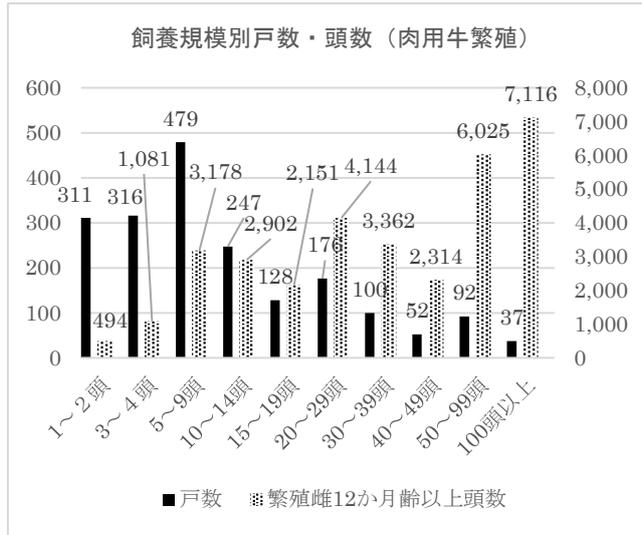
	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	肉用鶏
長崎・ 県央	29頭	104頭	2,338頭	18,804羽	73,647羽
島原	55頭	100頭	2,521頭	53,756羽	60,768羽
県北	73頭	26頭	2,494頭	3,500羽	59,714羽
五島	—	34頭	4,180頭	9,200羽	1,200羽
壱岐	—	18頭	—	8,780羽	10羽
対馬	—	12頭	—	1,000羽	150羽
県計	54頭	45頭	2,570頭	37,487羽	59,696羽

<飼養規模別戸数・頭数、年齢層別飼養戸数・頭数>

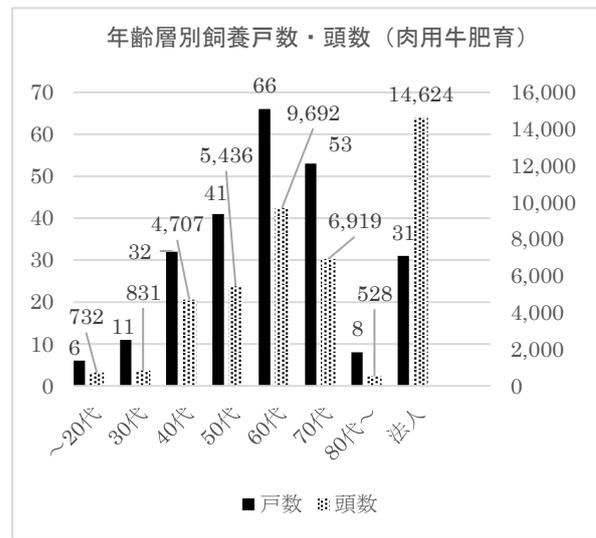
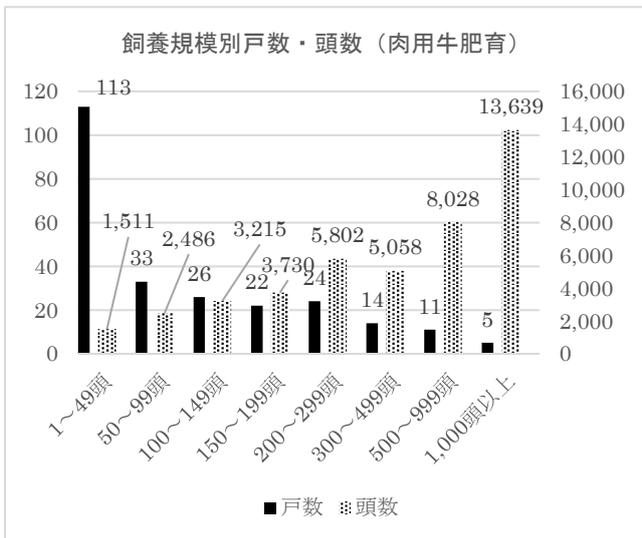
(1) 乳用牛



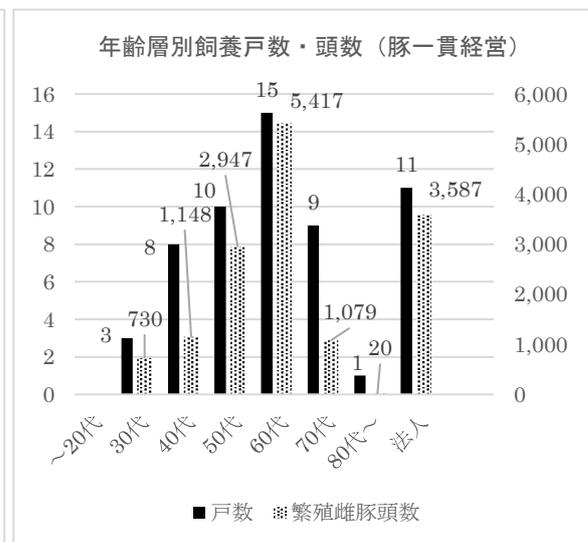
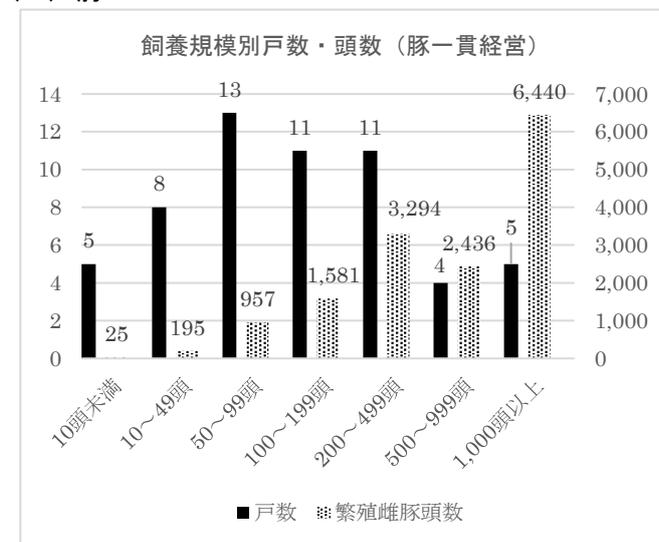
(2) 肉用牛繁殖



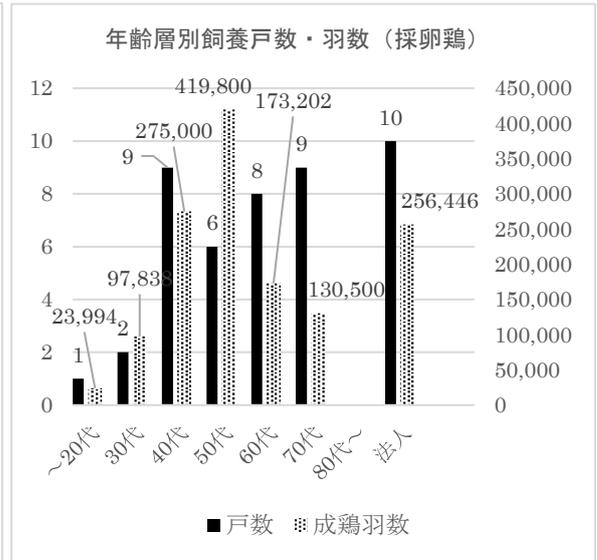
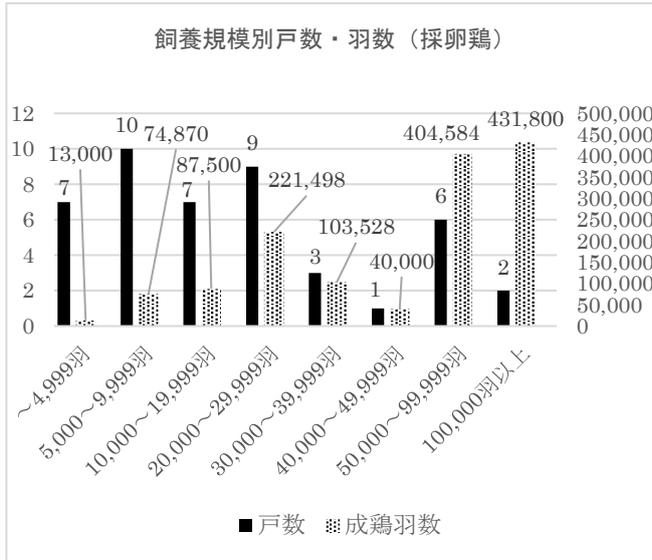
(3) 肉用牛肥育



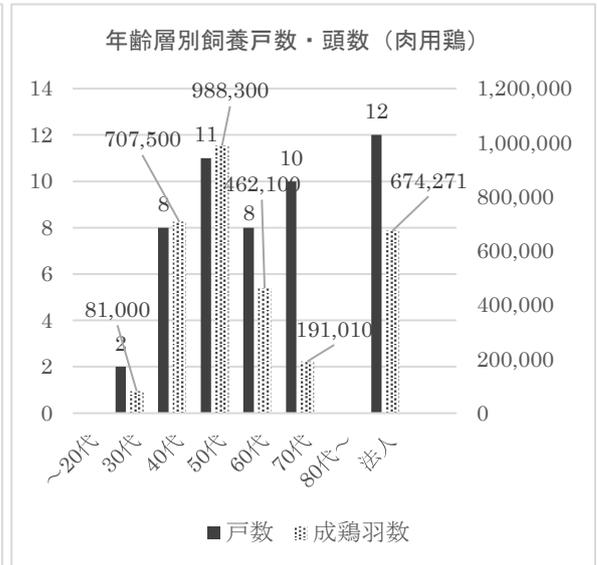
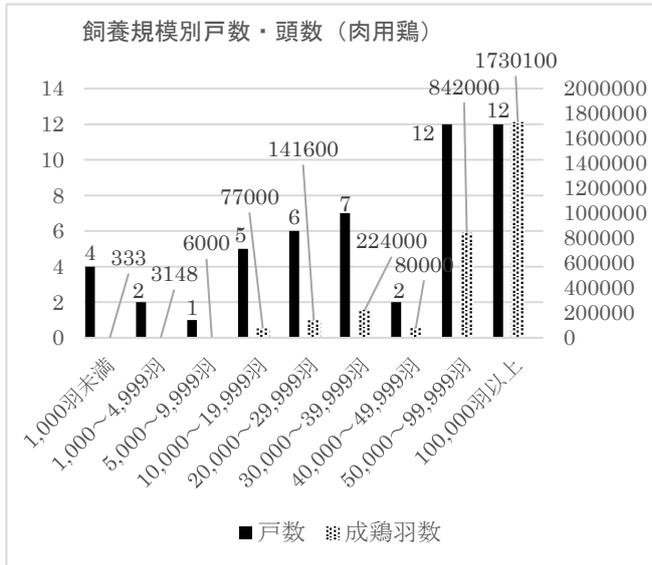
(4) 豚



(5) 採卵鶏



(6) 肉用鶏



II 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

(1) 令和4年12月に、本県史上初めて家きんで高病原性鳥インフルエンザが発生した。令和5年度は家きんでの発生はなかったものの、ウイルスに感染した野鳥が確認されており、毎シーズン厳重な警戒が必要である。飼養衛生管理基準の遵守レベルをさらに高めていくことが重要である。

また豚熱は、令和5年8月、これまで野生イノシシでの感染が確認されていない九州において、佐賀県で発生があった。その後、ワクチン接種が開始されているが、適時・適切な接種と併せて飼養衛生管理基準の遵守徹底が非常に重要である。

アフリカ豚熱や口蹄疫は国内での発生はないものの、アジア諸国には広く浸潤しており、警戒が必要な状況にある。特にアフリカ豚熱は、韓国釜山広域市の日本向けフェリー埠頭付近で、令和5年暮れからウイルスに感染した野生イノシシが相次いで確認されており、直接航路がある対馬市は、養豚農家は存在しないものの、防疫上重要な位置づけにある。

これら家畜伝染病への対策としては、農場での発生予防対策と併せて、野生動物によるまん延防止対策が非常に重要である。

(水際防疫)

〇コロナ禍の終息に伴い、海外との人の往来が活発化している。特に本県は、海外から大型クルーズ船が多く入港し、多くの外国人観光客が訪れている。長崎空港、長崎港、佐世保港、比田勝港、厳原港は動物検疫指定空海港となっており、農林水産省動物検疫所が行う水際防疫に県も協力する。また、国内空海航路においても、状況に応じて効果的な対策を講じる必要がある。

(大規模農場)

〇近年、飼養規模の拡大により、万が一、家畜伝染病が発生した場合、発生農場は莫大な被害を被るとともに、防疫措置に多大な日数を要することから、周辺農場や地域経済への影響も大きい。

〇大規模農場では従業員を雇用するケースが多く、家畜伝染病の発生を防止するためには、飼養衛生管理マニュアルを従業員間で共有し、共通理解とすることが重要である。また、規模拡大を図る農家には、拡大した規模に見合う埋却地面積の確保や飼養管理に不備が生じないように、事前に指導を行う必要がある。

(外国人労働者)

〇外国人労働者等を受け入れている農場に対しては、当該外国人が飼養衛生管理基準や農場の飼養衛生管理マニュアル等の内容を十分理解できるよう、言語に配慮した指導方法が求められている。

(野生動物対策)

〇家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策において、野生鳥獣対策は非常に重要な事項である。農場への侵入防止対策を図るとともに、特に豚熱およびアフリカ豚熱対策として、発生時（野生イノシシでの感染確認時を含む）に野生イノシシ対策を効果的かつ効率的に実施できるよう体制整備が急務である。

(観光施設等への対応)

〇アフリカ豚熱を念頭に、外国人の利用者が多いゴルフ場やキャンプ場、バーベキュー施設

等においては、ウイルスが持ち込まれたことを想定し、施設でのウイルス拡散防止対策が必要である。

(食品循環資源利用飼料の利用)

○県内の養豚経営においては、生産コスト削減のために、食品残さを原材料とする飼料を利用する農場が存在する。これまでの豚熱発生事例において、加熱等の対策が不十分な飼料の給餌によって発生した可能性が指摘されており、アフリカ豚熱対策も念頭に置き、食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン（令和2年8月31日 2消安第2496号 農林水産省消費・安全局長通知（最終改正 令和4年5月31日付け 4消安第1075号）と飼養衛生管理基準（豚、いのしし）（21 処理済みの飼料の利用）に従って、適切に利用することが重要である。

(高齢農家・小規模農家)

○家畜伝染病に対する危機意識が比較的希薄になっている高齢飼養者・小規模農家に対しては、飼養衛生管理基準の内容を十分に理解してもらうよう丁寧な指導が求められる。

(共同利用施設)

○本県において豚流行性下痢が流行した地域における感染拡大要因として、共同ふん尿処理施設の利用によるウイルスの伝播が考えられた。畜産関連施設には、ふん尿処理施設以外にも共同利用とする施設があることから、施設利用時の交差汚染を防止するためにも飼養衛生管理基準の遵守徹底が求められ、施設開設者等との連携した対策が必要である。

(2) 家畜区分ごとの家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

家畜区分	家畜の伝染性疾病の発生状況	家畜衛生上の課題
牛	・口蹄疫については、平成22年の宮崎県での発生以降、国内での発生はない。近隣諸国においては、現在も継続的な発生がある。	・本県は口蹄疫の継続的な発生が確認されている中国、台湾等のアジア地域との交流が盛んである。県内では、5か所の空海港（長崎空港、長崎港、佐世保港、厳原港、比田勝港）が動物検疫指定空海港に指定されており、水際対策が講じられているが、発生国からのウイルス侵入リスクは高い状況にあることから、海外からの渡航者への啓発等水際防疫を強化する必要がある。また、労働力不足を補うため、アジア諸国からの外国人労働者の雇用も増加しており、従業員の教育も含めた飼養衛生管理基準の遵守の徹底が重要である。

家畜区分	家畜の伝染性疾病の発生状況	家畜衛生上の課題
	<p>・ヨーネ病については、平成 28 年に家畜伝染病予防法第 5 条に基づく検査または病性鑑定において 2 農場で発生し、1 農場は清浄化したものの、もう 1 農場は平成 31 年、令和 2 年、令和 4 年に患畜が確認されている。ひとたび侵入すると清浄化が困難な状況となる。また、令和 3 年に、県外からの導入牛で、令和 4 年には法 5 条に基づく検査により 2 農場で 3 頭患畜が確認された。</p> <p>・牛伝染性リンパ腫については、年間 100 頭以上の発生が確認されている。 (令和 4 年次 105 頭・令和 5 年次 108 頭) 特に農場での発生事例が増加している。</p>	<p>・本県へのヨーネ病の侵入は、県外からの導入牛によるリスクが最も高いと考えられることから、全ての県外導入牛について、確実に検査を実施する必要がある。また、陽性農場については、まん延防止のため、長崎県ヨーネ病防疫対策要領に基づく定期検査及び消毒の徹底が重要である。</p> <p>・本病には治療法やワクチンはなく、ウイルスを含む血液や乳汁を介して感染する。 ・「牛白血病に関する衛生対策ガイドライン（平成 27 年 4 月 2 日）」に基づき、①直検手袋及び注射針の確実な交換、②除角等の出血を伴う処置への対応、③分娩・ほ乳時の作業による感染ルートの遮断、④吸血昆虫対策、⑤農場における牛の配置（感染牛と非感染牛を極力分離して飼育する）が有効な対策である。しかし、牛舎の収容能力、構造等により、陽性牛と陰性牛の分離飼育が難しい農家が多く、清浄化が困難な状況にあることから、農場の経営状況や飼養状況に応じた対策を実施する必要がある。</p>
豚	<p>・豚熱については、平成 30 年に 26 年ぶりに国内での発生がみられて以降続発し、いまだ清浄化に至っていない。 ・令和 5 年 8 月には佐賀県唐津市の養豚場で九州ではじめての発生があった。このことを受け、本県もワクチン接種推奨地域に追加され、同年 9 月にワクチン接種を開始した。</p> <p>・アフリカ豚熱については、国内での発生は確認されていないものの、平成 30 年 8 月以降、中国をはじめアジア各地で発生が確認されている。特に韓国釜山広域市の日本向けフェリー乗り場付近では、令和 5 年年末から感染した</p>	<p>・免疫付与状況を確認しながら適切なワクチン接種を指導する。 ・またワクチンのみに頼ることがないように、飼養衛生管理基準遵守の徹底を継続指導する。</p> <p>・発生国からの日本到着空港における動物検疫所の検査で輸入が認められなかった豚肉製品からアフリカ豚熱ウイルスが分離された事例もあり、国内への侵入リスクが極めて高いことから、海外からの渡航者への啓発等、水際防疫を強化する必要がある。</p>

家畜区分	家畜の伝染性疾病の発生状況	家畜衛生上の課題
	<p>野生イノシシが相次いで確認されており、国内にウイルスが侵入するリスクは急速に上昇している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・また、ウイルスが国内に侵入していることを想定し、国内線空海航路や観光施設等でもウイルス拡散防止対策に取り組む必要がある。 ・アフリカ豚熱には有効なワクチンや治療法がなく、ダニや感染畜等との直接的な接触により感染が拡大する。発生予防対策としては、豚熱と同様に野生動物侵入防止対策や食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合の加熱処理等飼養衛生管理基準の遵守の徹底が重要である。 ・外国人労働者を受け入れている農場に対しては、従業員への飼養衛生管理教育も必要である。 ・外国人の利用者が多いゴルフ場やキャンプ場、バーベキュー施設等においては、ウイルスが持ち込まれたことを想定し、施設でのウイルス拡散防止対策の取り組みが必要である。
家きん	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年12月に高病原性鳥インフルエンザが県内の養鶏場で初めて発生した。 ・また令和5年12月には、県内で回収された死亡野鳥で高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・養鶏農家の衛生意識は格段に向上しているが、防鳥ネットや鶏舎壁面等の破損や隙間等をこまめに確認し、不備があれば早急に補修することが重要。 ・また、ネット等が老朽化している場合は、張替えを行うなど抜本的な対策を講じる必要がある。 ・さらに、農場が複数個所に分散する経営体については分割管理となるよう、衛生管理指導を行う。

Ⅲ 指導等の実施に関する基本的な方向

1 指導等に関する基本的な方向

家畜伝染病がひとたび発生すると、発生農場のみならず、関連事業者を含めた地域全体の経済活動にも影響が及ぶことから、家畜の所有者は「家畜伝染病発生予防・まん延防止」の責務を認識し、飼養衛生管理基準の遵守を徹底しなければならない。そのためには、家畜の所有者（飼養衛生管理者）へ飼養衛生管理基準各項目と設定の背景について十分理解してもらうことが不可欠である。

また、家畜衛生は、畜産振興の根幹をなすものということを全ての畜産関係者が共通理解とし、基準の遵守を農家だけの取り組みに任せるのではなく、農場に出入りする機会が多い畜産関係者自身が対策を徹底することで、遵守率の向上に努める必要がある。県、市町、関係団体、家畜診療獣医師、関連事業者等が一体となった指導・遵守体制が重要である。

2 指導等の実施に関する基本的な方向

(1) 情報の提供

○家畜保健衛生所は、家畜伝染病に関する情報のみならず、家畜衛生全般に関する必要な情報を、適宜、家畜の所有者（飼養衛生管理者）ならびに関係者へ提供する。

(2) 飼養衛生管理基準遵守指導

○家畜保健衛生所は、家畜の所有者（飼養衛生管理者）に対し、飼養衛生管理基準の内容はもちろんのこと、各基準の設定に至る背景等についても分かり易く説明し、遵守することの重要性を認識してもらうよう努める。また、外国人従業員がいる農場に対しては、内容が十分理解されるよう、母国語による資料等を使っての丁寧な指導を心がける。

○家畜保健衛生所は、家畜の所有者（飼養衛生管理者）に対し、少なくとも年1回以上、飼養衛生管理基準全項目の自己点検を行なうよう指導を行う。併せて、毎月1回、ながさき防疫の日（毎月1日の日）には重点項目の自己点検が習慣づけられるよう（特に、家きんの飼養者においては、毎年9月以降、不遵守がなくなるまで繰り返して点検するよう）指導を行う。また、家畜保健衛生所による適否判定と自己点検の結果に齟齬がある場合は、内容を精査し、家畜の所有者（飼養衛生管理者）の認識に誤りがあれば、説明の上改善指導する。

○家畜保健衛生所は、地域ごとの家畜の飼養農場数、家畜の飼養状況、指導等の進捗状況等を踏まえ、優先的に指導等を実施すべき家畜の種類や地域及び重点的に指導等を行うべき飼養衛生管理基準の事項（以下「重点指導事項」という。）を定める。（第三章のI）家きん、豚、牛の大規模農場については、必ず毎年度1回以上、大規模以外の牛飼養農場は3年に1回以上、農場へ立ち入り確認・指導を行う。

○家畜保健衛生所は、家畜の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況について、国が別途定める様式等を使用し確認を行う。その際、飼養衛生管理者が法第12条の4による定期報告時に行う自己点検の結果も併せて確認する。

○家畜保健衛生所による遵守判定の結果は、農家ごとに所属する団体や獣医師等に定期的に情報を共有する。その際、農家の同意をとることとする。

○遵守状況の適否判定は、国作成の「飼養衛生管理基準遵守指導の手引き」に基づき、厳格な判定を行なう。なお、手引きに記載の取り組み内容以外でも、同等の効果が担保できる取り組みを県基準として設定し、県基準を満たしていれば「遵守」と判定できる。

○指導にあたっては、「飼養衛生管理基準遵守指導に関する長崎県事務処理要領」（以下、「要領」という。）に基づき実施する。

○なお、この確認は立入りにより行うことが望ましいが、従前の遵守状況、指導等の経過等を考慮し、必ずしも家畜防疫員の指導等が必要ないと考えられる場合は、電話、写真、動画等、または市町、関係団体、家畜診療獣医師、関連事業者等の農場立入時の情報収集に基づき確認を行うことを可とする。ただし、計画期間中において、全ての農場に少なくとも1回は、家畜防疫員が立入りを行う。また、家畜の伝染性疾病の発生リスクが高まったときには、直ちに当該畜種の農場に家畜防疫員が立入りを行う。

○飼養衛生管理基準遵守状況はデータベース化し、各農場の遵守状況が即座に確認できるようにする。（他業務で農場に立ち入る際は、事前に確認の上、必要があれば改善指導を

行なうようにする。)

- 家畜保健衛生所が農場に立ち入りした際に確認した不備内容は、了解を得た上で写真に収め、後日、どのように改善されたのかを確認する。また、優良な取組についても、了解の上で写真に収め、改善事例と併せて優良事例集を作成し指導に供する。
- 家畜保健衛生所は、家畜診療獣医師、市町、生産者団体、関連事業者等に、家畜保健衛生所が行う飼養衛生管理基準遵守指導の補完的な役割を担ってもらう場合、定期的に必要な知識や技術の習得・向上に関する研修等を実施しなければならない。
- 家畜保健衛生所は、家畜診療獣医師、市町、生産者団体、関連事業者と、家畜伝染病をはじめ各種疾病の発生予防及びまん延防止に係る措置について相互に連携するため、必要に応じ、適宜、防疫対策会議等を招集し情報を共有する。
- 県畜産課は、飼養衛生管理基準の遵守に活用できる補助事業等の情報提供に努め、家畜保健衛生所は、市町、各自衛防疫団体等へ事業活用の推進を図る。

第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項

I 実施方針

畜種毎の方針は以下のとおり。また、サーベイランス計画は、別表 1 に示すとおり。本計画は毎年作成し、公表する。

(1) 牛

衛生管理の状況の把握のため、県は、各農場の飼養衛生管理基準遵守状況ならびに指導経過等を勘案し、農家や地域の優先順位を設定の上、大規模農場は毎年 1 回以上、その他の農場へは 3 年に 1 回以上は、家畜伝染病予防法第 51 条の規定に基づく立入検査を行い、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。また、伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するため、牛伝染性疾病検査を通じて、監視伝染病の患畜及び疑似患畜の早期発見に努めるとともに、飼養衛生管理基準の遵守指導を実施することで伝染性疾病の発生を予防する。

1) 口蹄疫

立入検査で異常の有無を確認するとともに、早期発見・早期通報が徹底されるよう、生産者をはじめ畜産関係者へ特定症状の内容を確実に理解してもらう。

2) ヨーネ病、伝達性海綿状脳症

家畜伝染病予防法第 5 条に基づき検査を実施し、清浄地域の維持に努める。

3) ブルセラ症、結核

全国的清浄性維持サーベイランスによる検査を実施し、清浄性の確認を行う。

4) アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症等による異常産

アルボウイルス感染症サーベイランスによる検査を実施し動態の把握に努めるとともに、異常産についての情報を収集し病性鑑定を実施する。

(2) 豚

衛生管理の状況の把握のため、県は、すべての農場について、毎年度 1 回以上、家畜伝染病予防法第 51 条の規定に基づく立入検査を行い、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。また、伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するため、豚伝染性疾病検査を通じて、監視

伝染病患畜及び疑似患畜の早期発見に努めるとともに、飼養衛生管理基準の遵守指導を実施することで伝染性疾病の発生を防止する。

1) 豚熱、アフリカ豚熱

特定家畜伝染病防疫指針に基づき、野生イノシシや病性鑑定豚について抗原検査と抗体検査を行いながら監視体制を強化する。

2) 豚流行性下痢、伝染性胃腸炎、豚繁殖・呼吸障害症候群

抗体検査並びに遺伝子検査を実施し、他の慢性疾病発生状況や食肉検査成績等と併せて農場の疾病動向を把握し、衛生対策指導を実施する。

(3) 鶏

衛生管理の状況の把握のため、県は、すべての農場について、毎年度1回以上、家畜伝染病予防法第51条の規定に基づく立入検査を行い、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。また、伝染性疾病の発生状況及び動向を把握するため、鶏伝染性疾病検査を通じて、監視伝染病の患畜及び疑似患畜の早期発見に努めるとともに、飼養衛生管理基準の遵守指導を実施することで伝染性疾病の発生を防止する。

1) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ

特定家畜伝染病防疫指針に基づくモニタリング等の実施により監視体制を万全にするとともに、万一の場合に備えた防疫対策を実施する。

2) ニューカッスル病

本病の発生を予防するための抗体検査を実施するとともに、予防接種（自衛）を実施した鶏の抗体保有状況を把握して防疫の万全を図る。

(4) 馬

馬伝染性疾病検査を通じて、監視伝染病の患畜及び疑似患畜の早期発見に努めるとともに、飼養衛生管理基準の遵守指導を実施することで伝染性疾病の発生を防止する。

(5) 羊

羊伝染性疾病検査を通じて、監視伝染病の患畜及び疑似患畜の早期発見に努めるとともに、飼養衛生管理基準の遵守指導を実施することで伝染性疾病の発生を防止する。

1) 伝達性海綿状脳症（スクレイピー）

家畜伝染病予防法第5条に基づき検査を実施し、清浄地域の維持に努める。

II 情報の提供

家畜保健衛生所は、Iのサーベイランス検査や病性鑑定、と畜検査等で明らかになった課題について適宜農場に還元するとともに、必要に応じ対策等について助言する。

第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

特に農場や畜舎・家きん舎への入退場時の衛生対策については、重点指導項目（下表）として設定し、病原体の侵入防止及び拡散防止対策の強化を図る。

また、豚・家きんについては、野生動物対策として防護柵や防鳥ネットの点検を入念に行い。破損箇所等があれば、直ちに修繕を行うよう指導する。

家畜区分	重点指導等事項	指導等を実施地域・時期	実施方法
牛、鹿、めん羊及び山羊	1 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底（項目3） 2 埋却地の確保（項目10） 3 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等（項目15） 4 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用（項目16） 5 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等（項目17） 6 畜舎に立ち入る者の手指消毒等（項目15） 7 畜舎の入口における靴の交換又は消毒（項目24） 8 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等（項目33） 9 衛生管理区域から退出する車両の消毒（項目34）	地域：長崎市、諫早市、大村市、西海市、長与町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、島原市、雲仙市、南島原市、佐世保市、平戸市、松浦市、小値賀町、佐々町、五島市、新上五島町、壱岐市、対馬市 時期：4月～3月	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理指導等計画を定め、原則として3年ごとに見直しを行う。 ・家畜の飼養農場における遵守状況について、確認を行う。 ・計画期間中、全農場に1回以上、家畜防疫員が立入を行う。 ・指導等に必要な知識、技術の習得・向上に関する研修会を実施する。 ・指導計画に即して、計画的に実施する。
豚及びいのしし	1 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底（項目3） 2 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等（項目15） 3 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用（項目16） 4 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等（項目17） 5 安全な資材の利用（項目22） 6 畜舎に立ち入る者の手指消	地域：長崎市、諫早市、大村市、西海市、島原市、雲仙市、南島原市、佐世保市、平戸市、松浦市、五島市、新上五島町、 時期：4月～12月	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理指導等計画を定め、原則として3年ごとに見直しを行う。 ・家畜の飼養農場における遵守状況について、確認を行う。 ・毎年度、全農場に1回以上、家畜防疫員が立入を行う。 ・指導等に必要な知識、技術の習得・向上に関する研修会を実施する。 ・指導計画に即して、計画的に実施するよう努める。

家畜区分	重点指導等事項	指導等を実施地域・時期	実施方法
	<p>毒等（項目 25）</p> <p>7 畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用（項目 26）</p> <p>8 畜舎外での病原体による汚染防止（項目 28）</p> <p>9 衛生管理区域への野生動物の侵入防止（項目 23）</p> <p>10 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕並びに放牧場についての取り組み（項目 29）</p> <p>11 ねずみ及び害虫の駆除（項目 31）</p> <p>12 衛生管理区域内の整理整頓（項目 32）</p>		
<p>鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥</p>	<p>1 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底（項目 3）</p> <p>2 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等（項目 13）</p> <p>3 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用（項目 14）</p> <p>4 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等（項目 15）</p> <p>5 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等（項目 20）</p> <p>6 家きん舎ごとの専用の靴の設置並びに使用（項目 21）</p> <p>7 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕（項目 24）</p> <p>8 ねずみ及び害虫の駆除（項目 26）</p>	<p>地域：長崎市、諫早市、大村市、西海市、長与町、東彼杵町、川棚町、島原市、雲仙市、南島原市、佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町、五島市、新上五島町、壱岐市、対馬市</p> <p>時期：4月～10月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理指導等計画を定め、原則として3年ごとに見直しを行う。 ・家きんの飼養農場における遵守状況について、確認を行う。 ・毎年度、全農場に1回以上、家畜防疫員が立入を行う。 ・指導等に必要な知識、技術の習得・向上に関する研修会を実施する。 ・指導計画に即して、計画的に実施する。

家畜区分	重点指導等事項	指導等を実施地域・時期	実施方法
馬	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適切な設定 ・記録の作成及び保管 ・器具の定期的な清掃又は消毒等 	地域：長崎市、諫早市、東彼杵町、佐世保市、平戸市、島原市、雲仙市、五島市、新上五島町、壱岐市、対馬市 時期：4月～3月	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理指導等計画を定め、原則として3年ごとに見直しを行う。 ・家畜の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況について、国が別途示す様式を使用し、確認を行う。 ・計画期間中、全ての農場に少なくとも1回は、家畜防疫員が立入を行う ・指導等に必要な知識、技術の習得・向上に関する研修会を実施する。 ・指導計画に即して、計画的に実施するよう努めることとする。

2 各年度の優先事項等

優先的に指導等を実施すべき家畜の種類及び地域並びにそれぞれについて重点的に指導等を行うべき飼養衛生管理基準の事項及びその理由を各年度について定め公表する。（別表2）

II I以外で取り組むべき、飼養衛生管理上の事項

1 県が取り組むべき事項

(1) 必要な情報の周知

○県は、飼養衛生管理基準が定められた家畜の種類ごとに、主要な伝染性疾病に関し、その病原体の伝播経路（感染方式）及び有効な消毒薬並びに感染した家畜の病態等について、周知を図る。

(2) 指導の強化

○県は、家畜の伝染性疾病の発生等により、飼養衛生管理基準に規定する内容以外の飼養衛生管理上の措置が必要となった場合には、家畜の所有者等に対し、その必要となった措置を講ずるよう指導を行う。

(3) 埋却処理等に関する対応

○県は、利用可能な土地に関する情報等の提供、市町と連携して利用可能な公有地の調整を行う。

○県は埋却地の確保と併せて、代替手段として民間の焼却処理施設や化製場での処理について検討を行う。また、移動式レンダリング装置利用に関しても、装置の輸送ルートや設置場所等について使用を検討する農場ごとに設定しておく。

○県は、家畜の所有者に対し、万一の家畜伝染病発生時に備え、埋却予定地内の不要な建造物や樹木等の撤去・除去に努めるよう指導を行う。

(4) 野生イノシシ対策

○豚熱やアフリカ豚熱を念頭に、野生イノシシ対策（経口ワクチン散布や、死亡した野生イノシシの回収又は適正処理等）を確実かつ効率的に実施するための体制強化（整備）に取り組む。

(5) 分割管理の推進

○万が一の家畜伝染病発生時に飼養家きん・家畜がすべて殺処分とならないように、大規模農場については、分割管理を推進する。特に、別敷地に農場が分散する養鶏場を対象に、優先的に推進を図る。

(6) 大規模農場での家畜伝染病発生時の防疫計画

○特に高病原性鳥インフルエンザが全国的に流行している状況に鑑みて、飼養羽数10万羽以上の養鶏場及び複数箇所農場が分散する養鶏場については、発生時の具体的な防疫計画を策定しておく必要がある。また、豚3千頭以上、牛2百頭以上の農場についても同様の準備が必要である。

2 畜産関係者が取り組むべき事項

(1) 家畜衛生に関する知識の習得

○発生状況等に関する最新の情報を入手するとともに、飼養衛生管理基準の内容についても理解を深める。

(2) 農場入退場時の衛生対策の実践（第五章のⅡの●具体的な取り組みの③）

○農場に入退場する際には、自身で衛生対策を徹底する（実践7項目）。

(3) 補助事業等のクロスコンプライアンス要件（飼養衛生管理基準の遵守）への対応（第五章のⅡの⑤）

○事業に取り組む農場が属する団体等は、対応上の問題がない限り、家畜保健衛生所が行う遵守状況確認に立ち合い、遵守状況の確認と必要に応じ改善指導に協力する。

第四章 各自衛防疫団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

I 各自衛防疫団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策を、地域レベルで効果的に実施するためには、各自衛防疫団体が重要な役割を担う。

このため県は、各団体の機能が十分発揮できるよう、下記事項について国や市町と相互に連携を図りながら取り組み、団体の活動を支援する。

- ① 飼養衛生管理基準の内容等に関する研修会や説明会を開催する。
- ② 市町とともに、飼養衛生管理基準を遵守するため必要な資機材の整備等に係る補助事業等を推進する。
- ③ 各団体が自主的に行う防疫演習等の取り組みへ協力する。
- ④ 緊急ワクチン接種体制の整備を図る。
- ⑤ その他、状況により団体が行う取り組みへ協力する。

第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

I 県の体制整備

1 家畜防疫員の確保及び育成

県は、修学資金の活用等による公務員獣医師の確保に当たる。また、公衆衛生部門の県職員獣医師を家畜防疫員に任命するとともに、有事の際（家畜伝染病発生時等）には、民間の獣医師も任命することとしている。

また、現在家畜防疫員に任命されている獣医師や、有事の際に任命する畜産関係民間獣医師に対しては、（公社）長崎県獣医師会と連携し積極的に研修会等を行なうなど、家畜防疫員の権限や責務、任務等を十分理解するための取り組みに努める。

II 関係者を含めた飼養衛生管理基準遵守指導体制

畜産関係者で構成する各地域飼養衛生管理指導強化推進協議会の活動を通し、農場と畜産関係者の取り組みの協働体制で遵守率向上を図る。

●具体的な取り組み

① 勉強会の開催

基準の内容が改定された際等に勉強会を開催し、理解を深める

② 基準遵守情報の共有

構成員が関係する（出入りすることがある）農場の遵守情報を定期的に共有する。

③ 実践7項目の励行

協議会構成員は、それぞれの業務で農場に立ち入る機会が多いことから、農場に立ち入る際は農家の対応に任せるのではなく、協議会で設定した農場出入り時の衛生対策（実践7項目）を励行する。

【実践7項目】

■衛生管理区域に入退場する際の措置		基準項目
1	立入台帳への記入	全畜種 (4)
2	手指の消毒等	牛 (15・33)、豚 (15・35)、家きん (13・30)
3	長靴の消毒	牛 (16)、豚 (16)、家きん (14)
4	衣服の消毒	牛 (16)、豚 (16)、家きん (14)
5	車両消毒	牛 (17・34)、豚 (17・36)、家きん (15・31)
■畜舎・家きん舎へ入る際の措置		
6	手指の消毒等	牛 (23)、豚 (25)、家きん (20)
7	長靴の消毒等	牛 (24)、豚 (26)、家きん (21)

④ 遵守指導への協力

農場に立ち入った際に不遵守項目を確認した場合は、改善を指導する。

⑤ 補助事業等のクロスコンプライアンス要件への対応（第三章のIIの2の（3））

特に規模拡大を図るための施設整備事業に取り組む場合は、規模拡大後の飼養管理が基準に適合するかを詳細に把握し、必要な指導を行う。

⑥ ながさき家畜防疫の日の取り組み（自己点検の推進）

○畜産農家：重点項目（第三章のⅠ）の自己点検

○協議会構成員：実践7項目の自己点検

Ⅲ 農場の体制整備

1 飼養衛生管理者の選任に関する方針

- (1) 平常時から家畜と接している家畜の所有者や全ての従事者等が飼養衛生管理基準を遵守することが重要であり、飼養衛生管理者は、国及び県から提供される最新の家畜衛生に関する情報も活用し、衛生管理区域における飼養衛生管理の適正な実施を担保する中心的存在として、選任されるものである。このため、家畜保健衛生所は、家畜の所有者によって選任された飼養衛生管理者（家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者となる場合には、当該家畜の所有者）が、衛生管理区域において、現に、家畜と接する従事者等が飼養衛生管理を適正に実施しているかを確認し、必要に応じて指導することができる者であるかを担保する観点から、(2) から (4) までにより選任指導を行う。
- (2) 家畜保健衛生所は、家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごとに、その衛生管理区域の管理経験や知識、管理指導の能力が豊富な者を、飼養衛生管理者として選任するよう指導等を行う。（家畜の所有者自身が、実際に家畜に接する従事者などの管理が可能な衛生管理区域について、飼養衛生管理者になることも可能であり、また、1つの衛生管理区域において、複数の飼養衛生管理者をおくことも可能である。）
- (3) 家畜保健衛生所は、家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごとに、それぞれ別の飼養衛生管理者を選任するよう指導等を行う。ただし、衛生管理区域が隣接している場合や、その経営形態の性質からいって、複数の衛生管理区域を一人で管理したとしても、飼養衛生管理基準や適切な防疫手法の共有をはじめとした業務の実施に支障がない場合には、この限りではない。なお、大規模所有者に対しては、畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置するよう指導等を行う。
- (4) 家畜保健衛生所は、衛生管理区域ごとの飼養衛生管理者の選任状況を、毎年の定期報告により把握する。

この際、

- ① 飼養衛生管理者が選任されていない衛生管理区域が生じないよう、定期報告により、飼養衛生管理者を選任していない衛生管理区域があることが明らかになった場合には、期限を定めるなど、速やかに選任するよう指導を徹底する。
- ② また、定期報告により報告された飼養衛生管理者の住所が衛生管理区域から著しく遠方にある場合や、多数の衛生管理区域を通じて一人の飼養衛生管理者を選任している場合等、衛生管理区域において飼養衛生管理が適正に行われているかを確認及び指導することが事実上困難と考えられる場合には、家畜保健衛生所は、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者の選任状況を見直すよう指導等を行う。

2 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

家畜保健衛生所は、飼養衛生管理者がその業務を行うために必要な知識・技術の習得・向上を図ることができるよう、原則として毎年1回以上、以下の事項に関する研修の機会を提供するとともに、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者を当該研修に参加させるよう指導等を行う。また、家畜の所有者自身が当該研修に参加することも併せて推奨する。なお、研修会の開催のほか、資料等の提供により飼養衛生管理者に必要な知識・技術の習得・向上を図ることも可能とする。

- ① 海外及び国内（県内を中心）における家畜の伝染性疾病の発生の状況・動向
- ② 飼養衛生管理基準の内容及び同基準を遵守するための具体的な措置の内容
- ③ 飼養衛生管理者がその他の従事者等に対し行う教育等の方法
- ④ 県の指導計画の内容
- ⑤ その他必要な知識・技術の習得・向上に資する事項

3 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針

(1) 家畜保健衛生所は、必要に応じて、家畜の所有者等に以下の情報をメール等により直接提供する。

① 平常時

国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見に関する事項、家畜の所有者等に対する研修に関する事項、国又は都道府県による飼養衛生管理基準に係る調査注意喚起又は指導に関する事項、家畜の伝染性疾病の発生状況の調査に関する事項等

② 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時

当該疾病の発生状況に関する事項、法に基づく制限等に関する事項、国又は都道府県による緊急の飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項等

(2) 県は、言語によるコミュニケーションに配慮する必要がある外国人従業員向けの情報提供に際し、外国語による資料の作成・提供等を行うよう努める。また、技能実習生の受入団体等に対し、研修の実施、当該団体を通じた情報提供等を働きかける。

IV 飼養衛生管理基準遵守指導方法（助言・指導・勧告・命令）

1 改善指導

改善指導は、飼養衛生管理基準遵守指導に関する長崎県事務処理要領（平成21年3月25日制定）に基づき実施する。

家畜伝染病予防法に基づく行政指導手順は、以下のとおりとする。

① 助言・指導（家畜伝染病予防法第12条の5）

協働体制のもと、改善を促してもなお不遵守の状況が確認された場合、知事は法の規定に基づき、飼養衛生管理基準に定めるところにより家畜の飼養に係る衛生管理を行なうよう、当該家畜の所有者に対して指導及び助言を行なう。

指導・助言に当たっては、不遵守内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、

文書を交付して指導及び助言とする。

② 勧告（家畜伝染病予防法第12条の6第1項）

知事は、①における確認をさせた結果、家畜の所有者が飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、法の規定に基づき、期限を定めて、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告する。

勧告に当たっては、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、文書を交付して勧告する。

また、家畜の所有者が改善すべき期限として定める期限は、原則1週間（ただし、施設整備等が必要である場合、その他の理由により1週間以内に改善することが困難と認められる場合には、不遵守の内容及びに合理的な期間）とし、当該期間が経過した後、家畜保健衛生所は、速やかに必要な改善が実施され、もって飼養衛生管理基準が遵守されていることを確認する。

③ 命令（家畜伝染病予防法第12条の6第2項）

知事は、②における確認の結果、家畜の所有者がその勧告に従わないときは、その者に対し、法の規定に基づき、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令する。

また、家畜の所有者が改善すべき期間として定める期間は、原則2週間（②の（ただし書き）と同じ）とし、当該期間が経過した後、家畜保健衛生所は、速やかに、勧告に係る措置がとられていることを確認する。

④ ①から③までの改善状況の確認は、原則、法第51条に基づく立入検査により行なう。

2 命令違反者の公表

県は、法第12条の6第3項及び第34条の2第3項の命令違反者について、周辺農家及び関連事業者におけるリスク管理の取組みが適切に実施されるよう、家畜の飼養農場の名称及び所在地、代表者名又は家畜の所有者の氏名、違反事由等を速やかに公表するとともに、速やかに国へ報告する。

なお、命令違反者の公表は、命令を遵守できなかったことについて家畜の所有者の責めに帰すべき事由がない場合を除き原則公表することとする。

V その他指導等の実施体制に関する事項

指導計画の実施に係る年度ごとのスケジュールは、別表3のとおり。毎年度、必要に応じて見直しを行う。

第六章 家畜伝染病の発生リスクにおける対策の検討・周知、対策の実施

I 協議会等の活用と相互連携に関する方針

県は、家畜伝染病等の発生予防及びまん延防止の措置等を円滑かつ適切に実施するため、以下の事項等について、発生リスクに応じ、以下の事項等について家畜の所有者、市町、関係団体、家畜診療獣医師、関連事業者等と相互に連携し、情報の共有と対策の検討・周知を図るものとする。

① 平時（飼養衛生管理指導強化推進協議会）

- 飼養衛生管理基準遵守指導体制の検討
- 遵守状況の分析、対策の検討
- 情報の共有（制度の内容、遵守状況等）
- 研修会の実施
- その他
- ②家畜伝染病等の発生リスク増大時（県防疫対策会議、地域防疫対策会議）
 - 国内外における発生情報の共有
 - 発生時の各種対策について周知
 - 発生予防対策（飼養衛生管理基準遵守等）への協力要請
 - その他
- ③家畜伝染病等の発生時（県防疫対策会議、地域防疫対策会議）
 - 発生情報の共有
 - 発生農場における初動防疫作業の説明及び協力要請
 - 各種制限措置の周知及び協力要請
 - 消毒ポイントにおける関係消毒の周知
 - 周辺農場及び野生動物における浸潤状況調査の内容周知・協力要請・結果報告等
 - まん延防止対策（飼養衛生管理基準遵守等）への協力要請
 - その他

各種協議会等の概要については、別表4～8のとおり。

II 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

- (1) 県は、豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫、牛疫及び鳥インフルエンザ等の重大な伝染性疾病が家畜において発生し、又は野生動物において確認された場合には、防疫指針に基づき、迅速に発生状況確認検査等を実施するとともに、周辺の家畜の飼養農場に対し、当該疾病の発生・確認に伴い設定される制限区域内を中心に飼養衛生管理基準の遵守状況について速やかに緊急点検を実施する。
- (2) また、野生イノシシで豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫の感染が確認された場合、移動制限区域内の農場を中心に飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。特に「Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止」及び「Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止」の項目で不遵守を確認し、直ちに改善しなければまん延する可能性が高いと認める場合には、法第34条の2に基づき緊急の勧告さらには命令を行う。
- (3) また、県は、周辺の家畜の飼養農場において特定症状が確認された場合の早期通報が円滑かつ確実に行われるよう、疾病の発生状況、通報が必要となる症状等、家畜保健衛生所への緊急連絡について周知を徹底する。

III 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

- (1) 畜産業以外で家畜・家きんを使用する施設（観光牧場、動物園、愛玩動物飼育場等）についても、その定期的・計画的な指導等のため、本指針及び指導計画の対象とする。

(2) その際、県は、それぞれの飼養環境・形態の特徴、人及び野生動物との接触の機会等を考慮の上、衛生管理区域の適切な設置、重点的に消毒を強化するポイント等の飼養衛生管理上の留意点を明示して指導等を行う。

また、動物園等を対象に指導等を行う場合には、関係部局に飼養衛生管理基準の遵守の重要性を説明した上で、適切に連携して行う。

令和6年度重点実施事業の概要

畜種	対象とする疾病等	検査、注射、薬治、投薬の区分	実施地域あるいは実施施設のあるいは実施施設の力所数		実施地域あるいは左の区域の飼養頭羽数		対象畜種の範囲及び事業量(頭羽数)		実施時期	摘 要
			実施地域名あるいは実施施設	実施施設の数	左の区域の飼養頭羽数	飼養頭羽数	対象畜種の範囲	事業量		
牛	伝染性疾病	検査	県下一円	98,693	98,693	牛	93,700頭	臨床検査	4月～3月	
豚	伝染性疾病	検査	県下一円	183,639	183,639	豚	211,000頭	臨床検査	4月～3月	
鶏	伝染性疾病	検査	県下一円	4,871,080	4,871,080	鶏	5,421,030頭	臨床検査	4月～3月	
馬	伝染性疾病	検査	県下一円	66	66	馬	130頭	臨床検査	4月～3月	
羊	伝染性疾病	検査	県下一円	151	151	羊	560頭	臨床検査	4月～3月	
牛	ブルセラ症	検査	県下一円	98,693	98,693	牛	21頭	抗体検査	4月～3月	
牛	結核	検査	県下一円	98,693	98,693	牛	0頭	ツベルクリン反応	4月～3月	
牛	ヨ一ネ病	検査	県下一円	98,693	98,693	牛	3,435頭	抗体検査、遺伝子検査	4月～3月	
牛	伝達性海綿状脳症	検査	県下一円	98,693	98,693	牛	1頭	抗体検査	4月～3月	
牛	アカバネ病等	検査	県下一円	98,693	98,693	牛	300頭	抗体検査、遺伝子検査	6月～11月	
牛	牛伝染性リンパ腫	検査	県下一円	98,693	98,693	牛	850頭	抗体検査、遺伝子検査	4月～3月	
豚	豚熱	検査	県下一円	183,639	183,639	豚	4,448頭	抗原検査(ウイルス分離、PCR法及び蛍光抗体法)、抗体検査(ELISA、中和試験)のうち、いのしし300頭	4月～3月	
豚	アフリカ豚熱	検査	県下一円	183,639	183,639	豚	330頭	抗原検査(POR法)のうち、いのしし300頭	4月～3月	
豚	オ一エキ一病	検査	県下一円	183,639	183,639	豚	780頭	凝集反応	4月～3月	
豚	伝染性胃腸炎	検査	県下一円	183,639	183,639	豚	280頭	抗体検査	4月～3月	
豚	豚流行性下痢	検査	県下一円	183,639	183,639	豚	280頭	抗体検査	4月～3月	
豚	豚繁殖・呼吸障害症候群	検査	県下一円	183,639	183,639	豚	341頭	抗体検査	4月～3月	
鶏	高病原性鳥インフルエン	検査	県下一円	4,871,080	4,871,080	鶏	2,460羽	ウイルス分離、抗体検査	4月～3月	
鶏	ニユーカッスル病	検査	県下一円	4,871,080	4,871,080	鶏	980羽	抗体検査	4月～3月	
蜜蜂	ふそ病検査	検査	県下一円	5,717	5,717	蜜蜂	750群	臨床検査、精密検査	4月～3月	

令和6年度 優先事項等

地域毎に以下の飼養衛生管理基準の事項について、優先的に指導等を実施する。

<長崎・県央地域>

家畜	重点的指導事項	優先指導地域	理由	時期
牛	<p>①飼養衛生管理マニュアル</p> <p>②病原体侵入防止対策に関する項目の遵守徹底</p> <p>③埋却予定地の確認</p>	<p>①長崎市、諫早市、大村市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町</p> <p>②長崎市、諫早市、大村市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町</p> <p>③長崎市、諫早市、大村市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町</p>	<p>①マニュアルの履行状況、実効性を確認。必要に応じマニュアルの見直しや、従業員への周知等を指導する。</p> <p>②病原体侵入防止対策については、関係者が自ら取り組み、遵守徹底を強化指導する必要がある。 特に衛生管理区域及び畜舎に立入る際の消毒等については病原体の侵入防止に重要であることから重点的に指導する。</p> <p>③確保予定地が埋却地として適正か確認が必要。専門的な判断については、関係部署に協力要請し、不適箇所については新たな候補地の確保に努めるよう指導する。</p>	4月～3月
豚	<p>①飼養衛生管理マニュアル</p> <p>②衛生管理区域内への野生動物侵入防止対策の強化</p> <p>③野生動物侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕</p> <p>④畜舎ごとの専用衣服及び靴の設置並びに使用</p> <p>⑤畜舎外での病原体による汚染防止</p>	<p>①長崎市、諫早市、大村市、西海市</p> <p>②長崎市、諫早市、大村市、西海市</p> <p>③長崎市、諫早市、大村市、西海市</p> <p>④長崎市、諫早市、大村市、西海市</p> <p>⑤長崎市、諫早市、大村市、西海市</p>	<p>①マニュアルの履行状況、実効性を確認。必要に応じマニュアルの見直しや、従業員への周知等を指導する。</p> <p>②衛生管理区域周囲の防護柵について、点検・補修の徹底を指導する。</p> <p>③基準への適合状況を確認し、必要に応じ改善指導を行なう。</p> <p>④畜舎への病原体侵入防止として重要。特に専用衣服は大臣指定地域に指定されたことによる追加項目のため重点的に指導する。</p> <p>⑤畜舎への病原体侵入防止として重要。特に畜舎間で家畜を移動させる場合の病原体による汚染防止は大臣指定地域に指定されたことによる追加項目</p>	4月～12月

家畜	重点的指導事項	優先指導地域	理由	時期
豚	<p>⑥外国人労働者受入農場への指導強化</p> <p>⑦処理済みの飼料の利用</p>	<p>⑥西海市、諫早市</p> <p>⑦長崎市、西海市</p>	<p>のため重点的に指導する。</p> <p>⑥母国等からの病原体の持込み防止と労働者に飼養衛生管理基準の内容を十分理解してもらうことが重要。</p> <p>⑦加熱処理内容及び加熱前後の交差汚染防止対策を確認・指導する。</p>	
鶏	<p>①飼養衛生管理マニュアル</p> <p>②野生動物侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕</p> <p>③家きん舎ごとの専用衣服、長靴の使用および手指の洗浄消毒（専用手袋の着用も可）</p> <p>④放牧養鶏への対応</p> <p>⑤早期通報の徹底</p>	<p>①管内全市町</p> <p>②管内全市町</p> <p>③管内全市町</p> <p>④波佐見町</p> <p>⑤管内全市町</p>	<p>①マニュアルの履行状況、実効性を確認。必要に応じマニュアルの見直しや、従業員への周知等を指導する。</p> <p>②家きん舎の壁やカーテン、防鳥ネットは、経年劣化により破損が起きるため、継続しての確認と必要に応じた改善指導が必要。併せて、換気扇や除糞ベルト、集卵ベルトの鶏舎開口部は詳細に確認する必要がある。</p> <p>③家きん舎への病原体侵入防止のため実施を徹底する必要がある。</p> <p>④野鳥との接触がないように、飼育場所全体を防鳥ネットで覆う対応をとっているが、点検・補修の徹底を継続指導する必要がある。</p> <p>⑤異常通報で死亡羽数の推移を確認すると、自己判断により通報が遅れているケースがあるため、早期の通報について徹底する必要がある。</p>	4月～10月

<島原地域>

家畜	飼養衛生管理基準の事項	優先指導地域	理由	時期
牛	①飼養衛生管理マニュアル ②飼養衛生管理者と外国人技能実習生との情報伝達	①管内全市 ②管内全市	①マニュアルの履行状況、特に消毒の実施記録について実効性を確認。必要に応じマニュアルの見直しや、従業員への周知等を指導する必要がある。 ②外国人労働者受入の肉用牛 14 農場、乳用牛 16 農場について、特に新たに受け入れる技能実習生との情報伝達不足が懸念されるため、外国語で作成された資料を用いて飼養衛生管理基準の内容を周知する。	4月～3月
豚	①共同堆肥舎を利用する農場車両の消毒 ②飼養衛生管理者と外国人技能実習生との情報伝達 ③飼養衛生管理マニュアル ④野生動物侵入防止のための防護柵・ネット等の設置、点検及び修繕 ⑤処理済みの飼料の利用	①島原市 ②管内全市 ③管内全市 ④管内全市 ⑤南島原市	①共同堆肥舎利用の4経営体について、施設利用時の交差汚染防止を一層徹底する必要がある。 ②外国人労働者受入 11 農場について、特に新たに受け入れる技能実習生との情報伝達不足が懸念されるため、外国語で作成された資料を用いて飼養衛生管理基準の内容を周知する。 ③マニュアルの履行状況、特に消毒の実施記録について実効性を確認。必要に応じマニュアルの見直しや、従業員への周知等を指導する必要がある。 ④雑草の繁茂等により防護柵やネットの破損の見落としが懸念されるため、定期的な除草と点検について指導を行う。 ⑤加熱処理内容を確認する。	4月～12月
鶏	①飼養衛生管理者と外国人技能実習生との情報伝達 ②野生動物侵入防止のための防護柵・ネット等の設置、点検及び修繕 ③飼養衛生管理マニュアル	①島原市、南島原市の外国人技能実習生受入農場 ②管内全市 ③管内全市	①地域内には、11 農場が外国人労働者を雇用する。特に新たに雇用される技能実習生との情報伝達不足が懸念されるため、外国語で作成された資料を用いて飼養衛生管理基準の内容を周知する。 ②家きん舎の壁やカーテン、防鳥ネットは、経年劣化により破損が起きるため、継続した確認と必要に応じた改善指導が必要。HPAI 発生シーズン前には、改めて家畜防疫員が直接防鳥ネット破損の有無の確認を行う。 ③マニュアルの履行状況、特に消毒の実施記録について実効性を確認。必要に応	4月～10月

家畜	飼養衛生管理基準の事項	優先指導地域	理由	時期
			じマニュアルの見直しや、従業員への周知等を指導する必要がある。	

<県北地域>

家畜	飼養衛生管理基準の事項	優先指導地域	理由	時期
牛	①衛生管理区域に立入る際の手指消毒	①管内全市町	①衛生管理区域内入口で手指消毒の実施が不十分な事例がみられることから、恒常的に実施されるよう継続した指導が必要。	4月～3月
	②衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	②管内全市町	②外来者用の専用衣服・靴の準備ができていない事例が散見されるため、専用の衣服及び靴の設置がなされるよう継続した指導が必要。	
	③衛生管理区域に立入る車両の消毒	③管内全市町	③衛生管理区域内入口で出入りする車両の消毒を石灰帯で実施されているが、散布量や幅が不足する事例がみられることから恒常的に実施されるよう継続した指導が必要。	
	④畜舎に立入る者の手指消毒	④管内全市町	④畜舎入口で手指消毒の実施が不十分な事例がみられることから、恒常的に実施されるよう継続した指導が必要。	
豚	①野生動物の侵入防止	①佐世保市、平戸市、松浦市	①野生動物が衛生管理区域内に侵入しないよう防護柵等の定期的な点検と遅延のない修繕を促す必要がある。	4月～12月
	②豚舎ごとの専用靴の設置並びに使用	②佐世保市、平戸市、松浦市	②豚舎ごとに専用靴を用意し、その履き替えの際に交差汚染を防ぐ手順で実践する必要がある。	
	③豚舎立入時の手指消毒	③佐世保市、平戸市、松浦市	③豚舎数に応じた手指消毒設備の設置と恒常的な消毒が実施されるよう継続的な指導が必要。	
	④処理済みの飼料の交差汚染対策	④佐世保市	④加熱前原材料と加熱済飼料を扱う容器や作業台車の交差汚染防止対策の順に沿った運用状況を確認し、必要に応じ指導する。	

家畜	飼養衛生管理基準の事項	優先指導地域	理由	時期
鶏	<p>①家きん舎立入時の手指消毒</p> <p>②家きん舎ごとの専用靴の設置並びに使用</p> <p>③野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕</p> <p>④給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止（だちょう飼育農場）</p>	<p>①佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町</p> <p>②佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町</p> <p>③佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町</p> <p>④平戸市</p>	<p>①家きん舎に応じた手指消毒設備の設置と恒常的な消毒が実施されるよう継続的な指導が必要。</p> <p>②家きん舎数に応じた専用靴を用意し、それらの履き替えの際に交差汚染を防ぐ手順で実践する必要がある。</p> <p>③鶏舎壁やカーテン、防鳥ネットは経年劣化により破損が起きるため、継続した確認と必要に応じた改善指導を行う。 （野鳥等の小型の野生動物が侵入困難な2cm以下の網目の防鳥ネットの家きん舎への設置・破れがあった際の速やかな修繕の実施）</p> <p>④だちょうの飼養形態は、家きん飼養形態とは異なるため、飼料、飲用水が野生動物を介し病原体に汚染されないよう継続した指導が必要。</p>	4月～10月

<五島地域>

家畜	飼養衛生管理基準の事項	優先指導地域	理由	時期
牛	<p>①記録の作成及び保管</p> <p>②病原体の侵入防止及び病原体の拡散防止（15、16、17、23、24、33、34）</p>	<p>①五島市、新上五島町</p> <p>②五島市、新上五島町</p>	<p>①伝染病発生時の早期感染ルート特定及び病原体拡散防止並びに衛生管理意識啓発のため重要。</p> <p>②伝染病発生予防のため、農場への病原体侵入防止及び地域への拡大防止に係る項目について、関係者自らが取り組み、遵守徹底を強化する必要がある。</p>	4月～3月
豚	<p>①衛生管理区域及び畜舎に立入る者の手指消毒等</p> <p>②衛生管理区域専用衣服及び靴の設置並びに使用</p> <p>③畜舎専用靴の設置並びに使用</p>	<p>①五島市、新上五島町</p> <p>②五島市、新上五島町</p> <p>③五島市、新上五島町</p>	<p>①外部事業者を含め恒常的な実施を継続して指導する必要がある。</p> <p>②農場への病原体侵入防止対策として重要。</p> <p>③畜舎内への病原体侵入防止対策として重要。</p>	4月～12月

家畜	飼養衛生管理基準の事項	優先指導地域	理由	時期
	②野生動物侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕並びに大臣指定地域における舎外飼養	④五島市、新上五島町	④豚熱及び海外悪性伝染病発生防止のため、防護柵の定期的な点検及び修繕の励行を指導する。	
鶏	①衛生管理区域及び畜舎に立入る者の手指消毒等 ②衛生管理区域専用衣服及び靴の設置並びに使用 ③畜舎専用靴の設置並びに使用 ④野生動物に関する事項	①五島市 ②五島市 ③五島市 ④五島市	①外部事業者を含め恒常的な実施を継続して指導する必要がある。 ②農場への病原体侵入防止対策として重要。 ③畜舎内への病原体侵入防止対策として重要。 ④防鳥ネットの点検及び修繕並びに害虫駆除による病原体侵入防止対策の徹底を指導する。	4月～10月

<壱岐地域>

家畜	飼養衛生管理基準の事項	優先指導地域	理由	時期
牛	①飼養衛生管理マニュアルの作成状況及び実効性の確認 ②衛生管理区域および畜舎立入時の手指消毒 ③衛生管理区域に立ち入る車両の消毒 ④畜舎入口における靴の交換又は消毒	①壱岐市 ②壱岐市 ③壱岐市 ④壱岐市	①マニュアルの履行状況及び実効性を確認し、必要に応じマニュアルの見直しについて指導する。 ②靴の消毒と比較して徹底されない場合もあるため、恒常的な取組となるよう継続的に指導する必要がある。 ③農場の外から病原体を持ち込むのを防ぐため、効果的に消毒されるよう指導する。 ④畜舎へ病原体を持ち込むことがないように継続的に指導する。	4月～3月
鶏	①飼養衛生管理マニュアルの作成状況及び実効性の確認	①壱岐市	①マニュアルの履行状況及び実効性を確認し、必要に応じマニュアルの見直しについて指導する。また、従業員が手順に沿って入退場・更衣・消毒の記録を実施しているか確認する。	

家畜	飼養衛生管理基準の事項	優先指導地域	理由	時期
鶏	②衛生管理区域立入時の手指消毒	②吉崎市	②靴の消毒と比較して徹底されない場合もあるため、恒常的な取組となるよう継続的に指導する必要がある。	4月～10月
	③衛生管理区域に立ち入る車両の消毒	③吉崎市	③農場の外から病原体を持ち込むのを防ぐため、効果的に消毒されるよう指導する。	
	④野生動物侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	④吉崎市	④家きん舎の壁やカーテン、防鳥ネットは、経年劣化により破損が起きるため、継続した確認と必要に応じた改善指導が必要。	

<対馬地域>

家畜	飼養衛生管理基準の事項	優先指導地域	理由	時期
牛	①飼養衛生管理マニュアル	①対馬市	①マニュアルの履行状況、実効性を確認、必要に応じてマニュアルの見直しを指導する必要がある。	4月～3月
	②畜舎入口における靴の交換又は消毒	②対馬市	②有機物等により踏込消毒槽の消毒効果が落ちている場合もあるため、確実な消毒が継続するよう指導を行う。	
	③飼料保管場所への野生動物の侵入防止	③対馬市	③飼料の保管は野生動物が侵入しないようネットや蓋付き容器等を利用しているが、これらは気象や経年劣化により破損が生じるため、継続した確認、指導する必要がある。	
鶏	①飼養衛生管理マニュアル	①対馬市	①マニュアルの履行状況、実効性を確認、必要に応じてマニュアルの見直しを指導する必要がある。	4月～10月
	②野生動物侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	②対馬市	②鶏舎壁のカーテンや防鳥ネットは経年劣化により破損が起きるため、継続した確認と必要に応じた改善指導を行う。	
馬	①飼養衛生管理マニュアル	①対馬市	①マニュアルの履行状況、実効性を確認、必要に応じてマニュアルの見直しを指導する必要がある。	4月～3月

令和7年度 優先事項等

家畜	重点指導事項等	優先的指導地域	理由	時期
牛	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の所有者の責務の徹底 ・記録の作成及び保管 ・衛生管理区域の出入口における車両の消毒 ・特定症状が確認された場合の早期通報 	長崎市、諫早市、大村市、西海市、長与町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐世保市、平戸市、松浦市、小値賀町、佐々町、島原市、雲仙市、南島原市、五島市、新上五島町、壱岐市、対馬市	県内全域を対象に、口蹄疫等の発生予防のための病原体等の侵入防止対策、及びまん延防止のための早期通報等を指導するため	4～3月
豚	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の所有者の責務の徹底 ・記録の作成及び保管 ・処理済みの飼料の利用 ・衛生管理区域への野生動物の侵入防止 ・畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒 ・野生動物侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ・特定症状が確認された場合の早期通報 	長崎市、諫早市、大村市、西海市、佐世保市、平戸市、松浦市、島原市、雲仙市、南島原市、五島市、新上五島町、壱岐市	県内全域を対象に、豚熱等の発生予防のための病原体等の侵入防止対策、及びまん延防止のための早期通報等を指導するため	4～12月
鶏	<ul style="list-style-type: none"> ・家さんの所有者の責務の徹底 ・記録の作成及び保管 ・衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 ・野生動物侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ・特定症状が確認された場合の早期通報 	長崎市、諫早市、大村市、西海市、東彼杵町、川棚町、佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町、島原市、雲仙市、南島原市、五島市、壱岐市、対馬市	県内全域を対象に、鳥インフルエンザ等の発生予防のための病原体等の侵入防止対策、及びまん延防止のための早期通報等を指導するため	6～10月

令和8年度 優先事項等

家畜	重点指導事項	優先指導地域	理由	時期
牛	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の所有者の責務の徹底 ・記録の作成及び保管 ・衛生管理区域の出入口における車両消毒 ・特定症状が確認された場合の早期通報 	長崎市、諫早市、大村市、西海市、長与町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐世保市、平戸市、松浦市、小値賀町、佐々町、島原市、雲仙市、南島原市、五島市、新上五島町、壱岐市、対馬市	県内全域を対象に、口蹄疫等の発生予防のための病原体等の侵入防止対策、及びまん延防止のための早期通報等を指導するため	4～3月
豚	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の所有者の責務の徹底 ・記録の作成及び保管 ・処理済みの飼料の利用 ・衛生管理区域への野生動物の侵入防止 ・畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒 ・野生動物侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ・特定症状が確認された場合の早期通報 	長崎市、諫早市、大村市、西海市、佐世保市、平戸市、松浦市、島原市、雲仙市、南島原市、五島市、新上五島町、壱岐市	県内全域を対象に、豚熱等の発生予防のための病原体等の侵入防止対策、及びまん延防止のための早期通報等を指導するため	4～12月
鶏	<ul style="list-style-type: none"> ・家さんの所有者の責務の徹底 ・記録の作成及び保管 ・衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 ・野生動物侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ・特定症状が確認された場合の早期通報 	長崎市、諫早市、大村市、西海市、東彼杵町、川棚町、佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町、島原市、雲仙市、南島原市、五島市、壱岐市、対馬市	県内全域を対象に、鳥インフルエンザ等の発生予防のための病原体等の侵入防止対策、及びまん延防止のための早期通報等を指導するため	6～10月

長崎県飼養衛生管理指導等計画に基づくスケジュール

(別表3)

	令和6年度												概観となる通知等					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
1 畜舎の飼養衛生管理の状況																		
2 前年度の指導計画実施状況				7/31 報告														・指導等資料(第三巻) ・「畜舎の結果に係る衛生管理の状況等に関する連携様式について」(令和3年10月1日付け3消安第3499号)
3 畜舎防疫員確保状況																		
4 指導、助言、勧告及び命令の実施状況	4/30 第4四半期報告		実施期間(第1四半期)	7/31 第4四半期報告		実施期間(第2四半期)	10/31 第2四半期報告		実施期間(第3四半期)	1/31 第4四半期報告		実施期間(第4四半期)						・「埋却地等の確保の状況について」(平成24年1月11日付け23消安第4929号) ・「食品循環資源を給与する農場等への調査及び指導について(依頼)」(令和4年4月25日付け4消安第183号)
5 埋却地等の確保の状況				7/31 報														
6 食品循環資源利用農場リスト				7/31 報														
7 既及びいのしの飼養農場における野生動物の侵入防止対策に係る対応状況調査	4/1 報告	5/1 報告	6/1 報告	7/1 報告	8/1 報告	9/1 報告	10/1 報告	11/1 報告	12/1 報告	1/1 報告	2/1 報告	3/1 報告						・「既及びいのしの飼養農場における野生動物の侵入防止対策に係る対応状況調査について(依頼)」(令和2年8月11日付け2消安第2102号)
8 一斉点検(豚)		点検	6/10 報		点検	9/10 報	10/1 通知	点検	12/10 報		点検	3/10 報告						・「飼養衛生管理基準 飼養衛生管理指導等実施要領(第3版)に規定する畜舎等の飼養衛生管理の指導等に係る対応について」(令和3年10月1日付け3消安第3496号)
9 一斉点検(家きん)	4/20 報告	点検	5/20 報告					報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	報告	・「高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について」(令和5年9月12日付け5消安第3195号) ・「点検箇所及び種類については9月頃に通知発出予定」
10 埋却地等の実効性確認			6/20 報告			9/20 報告・大型防疫員村巡回料費提出			12/20 報									・「既、いのし又は家きん飼養農場において確保された埋却地等の実効性の確認について(結果報告・調査依頼)」(令和6年2月14日付け5消安第6734号)

【県外の関係機関との連携】

会議等名	構成	設置時期	事務局	協議内容
九州地区家畜衛生協議会 (旧)九州・沖縄・山口ブロック家畜衛生主任者会議	農林水産省、動物衛生研究部門、山口県畜産振興課、福岡県畜産課、佐賀県畜産課、長崎県畜産課、熊本県畜産課、大分県畜産振興課、宮崎県家畜防疫対策課、鹿児島県畜産課、沖縄県畜産課	R3.4 (予定)	構成県(山口県除く、輪番で開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・優良事例等の情報共有 ・防疫演習等の協働実施 ・家畜伝染病発生時の情報共有及び人員資材の融通 ・国との意思疎通 など
九州・沖縄・山口家畜防疫連携会議	山口県畜産振興課、福岡県畜産課、佐賀県畜産課、長崎県畜産課、熊本県畜産課、大分県畜産振興課、宮崎県家畜防疫対策課、鹿児島県畜産課、沖縄県畜産課	H24.2	構成県(山口県除く、輪番で開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時及び発生時等の情報共有 ・家畜防疫員及び防疫作業員等の協力体制 ・畜産物流通体制の整備 ・その他、防疫対策に必要な事項
佐賀・長崎県境防疫会議	佐賀県畜産課、中部家畜保健衛生所、北部家畜保健衛生所、西部家畜保健衛生所、長崎県畜産課、中央家畜保健衛生所、県南家畜保健衛生所、県北家畜保健衛生所、壱岐家畜保健衛生所	設置済(時期不明)	両県畜産課(交互に実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜伝染病に係る対応 ・県境における消毒ポイントの設置等防疫措置 ・情報提供
熊本・長崎県境防疫会議	熊本県畜産課、中央家畜保健衛生所、天草家畜保健衛生所、長崎県畜産課、県南家畜保健衛生所	設置済(時期不明)	両県の家畜保健衛生所(輪番で開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜伝染病に係る対応 ・情報提供

【県域の県防疫対策会議】

会議名	構成	設置時期	事務局	協議内容
長崎県口蹄疫等防疫対策会議	長崎県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会長崎県本部、JA 全農ミートフーズ株式会社長崎出張所 ジェイエイ北九州くみあい飼料株式会社、開拓ながさき農業協同組合、長崎県酪農業協同組合連合会、全国酪農業協同組合連合会福岡支所長、 (一社)長崎県畜産協会、(一社)長崎県配合飼料価格安定基金協会、 (公社)長崎県獣医師会、長崎県農業共済組合、長崎県養豚協会、長崎県食肉事業協同組合、日本フードパッカー(株)諫早工場、日本フードパッカー(株)川棚工場、佐世保食肉センター(株)、島原半島地域食肉センター事業協同組合、九州農政局長崎県拠点、長崎県	H23. 2	長崎県農林部 畜産課	<ul style="list-style-type: none"> ・口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱に関する発生ならびに対策等の情報共有 ・防疫対策の協議 ・対策に必要な調整等
長崎県鳥インフルエンザ防疫対策会議	長崎県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会長崎県本部、長崎県養鶏農業協同組合、長崎県鶏卵事業農業協同組合、長崎ブロイラー産業(株)、長崎福島(株)、(株)大光食品、鶴川畜産飼料(株)、(株)良光食品、TORIZEN(株)、佐世保ブロイラーセンター(株)、 (公財)長崎県食鳥肉衛生協会、 (一社)長崎県畜産協会、(一社)長崎県配合飼料価格安定基金協会、 (公社)長崎県獣医師会、九州農政局長崎県拠点、長崎県	H23. 2	長崎県農林部 畜産課	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥インフルエンザの発生ならびに対策等の情報共有 ・防疫対策の協議 ・対策に必要な調整等

【地域防疫対策会議】

会議名	構成	設置時期	事務局	協議内容
長崎・県央地域鳥インフルエンザ防疫対策会議	長崎市、諫早市、大村市、西海市、時津町、長与町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、自衛防疫団体、農協、食鳥関係、GPセンター、飼料会社、養鶏関係獣医師、長崎県県央振興局、長崎振興局	H29. 11. 10	中央家保	<ul style="list-style-type: none"> ・発生ならびに対策等の情報共有 ・防疫対策の協議協議 ・対策に必要な調整等
県北地区鳥インフルエンザ防疫対策会議	有限会社九州丸ト鶏卵佐世保営業所、佐世保ブロイラーセンター株式会社、ジェイエイ北九州くみあい飼料株式会社長崎工場、ながさき西海農業協同組合、長崎県農業共済組合佐世保支所、長崎県農業共済組合平戸松浦支所、長崎県建設業協会佐世保支部、長崎県建設業協会北部支部、長崎県造園建設業協会県北支部、佐世保市、佐世保市保健所、佐世保市食肉衛生検査所、平戸市、松浦市、小値賀町、佐々町、長崎県肉用牛改良センター、長崎県五島振興局上五島支所保健部、長崎県県北振興局管理部、長崎県県北振興局保健部、長崎県県北振興局農林部、制限区域管轄の警察署、国土交通省長崎河川国道事務所佐世保国道維持出張所	H29. 2. 28	県北家保	<ul style="list-style-type: none"> ・発生ならびに対策等の情報共有 ・防疫対策の協議協議 ・対策に必要な調整等
島原半島地域鳥インフルエンザ防疫対策会議	管内関係団体（鶏）、管内飼料会社、島原市、雲仙市、南島原市、県関係機関 22 団体	H27. 11. 13	県南家保	<ul style="list-style-type: none"> ・発生ならびに対策等の情報共有 ・防疫対策の協議協議 ・対策に必要な調整等
五島地区鳥インフルエンザ防疫対策会議	下五島地区鶏病対策協議会、ごとう農業協同組合、長崎県農業共済組合五島支所、（公社）長崎県獣医師会五島支部、五島市、新上五島町、五島振興局管理部、五島保健所、五島振興局農林水産部、五島振興局上五島支所、上五島保健所	H30. 12. 4	五島家保	<ul style="list-style-type: none"> ・発生ならびに対策等の情報共有 ・防疫対策の協議協議 ・対策に必要な調整等
壱岐地区鳥インフルエンザ防疫対策会議	壱岐市農業協同組合、獣医師会壱岐支部、壱岐市、壱岐市家畜診療所、NOSAI 壱岐支所、建設業協会壱岐支部、壱岐振興局(管理部、保健部、農林水産部)	H28. 11. 21	壱岐家保	<ul style="list-style-type: none"> ・発生ならびに対策等の情報共有 ・防疫対策の協議協議 ・対策に必要な調整等

会議名	構成	設置時期	事務局	協議内容
対馬地区鳥インフルエンザ防疫対策会議	対馬市、対馬農業協同組合、長崎県農業共済組合対馬支所、長崎県建設業協会対馬支部、株式会社不動産、公益社団法人長崎県獣医師会対馬支部、対馬振興局（管理部、保健部、建設部、農林水産部）	H28. 11. 21	対馬家保	<ul style="list-style-type: none"> ・発生ならびに対策等の情報共有 ・防疫対策の協議協議 ・対策に必要な調整等
長崎・県央地域口蹄疫防疫対策会議	長崎市、諫早市、大村市、西海市、時津町、長与町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、自衛防疫団体、農協、農業共済組合、診療獣医師、と畜場、飼料会社、化製場、長崎県県央振興局、長崎振興局	H31. 1. 9	中央家保	<ul style="list-style-type: none"> ・発生ならびに対策等の情報共有 ・防疫対策の協議協議 ・対策に必要な調整等
県北地区口蹄疫、豚熱及びアフリカ豚熱防疫対策会議	長崎県農業共済組合佐世保支所、長崎県農業共済組合平戸松浦支所、ながさき西海農業協同組合、ながさき県酪農業協同組合佐世保支所、ジェイエイ北九州くみあい飼料（株）長崎工場、佐世保食肉センター（株）、長崎県建設業協会佐世保支部、長崎県建設業協会北部支部、佐世保市、佐世保市保健所、佐世保市食肉衛生検査所、佐世保市地方卸売市場食肉市場、平戸市、松浦市、小値賀町、佐々町、長崎県肉用牛改良センター、長崎県五島振興局上五島支所保健部、長崎県県北振興局管理部、長崎県県北振興局保健部、長崎県県北振興局農林部、制限区域管轄の警察署、国土交通省長崎河川国道事務所佐世保国道維持出張所	H30. 12. 20	県北家保	<ul style="list-style-type: none"> ・発生ならびに対策等の情報共有 ・防疫対策の協議協議 ・対策に必要な調整等
島原半島地域口蹄疫等防疫対策会議	管内関係団体（肉用牛、乳用牛、豚）、管内飼料会社、島原市、雲仙市、南島原市、県関係機関 39 団体	R1. 9. 20	県南家保	<ul style="list-style-type: none"> ・発生ならびに対策等の情報共有 ・防疫対策の協議協議 ・対策に必要な調整等
五島地域口蹄疫防疫対策会議開催要領	ごとう農業協同組合、田尾畜産農業協同組合、下五島地区牛疾病対策協議会、下五島地区豚疾病対策協議会、上五島地区家畜疾病対策協議会、長崎県農業共済組合五島支所、（公社）長崎県獣医師会五島支部、（株）JA ごとう食肉センター、五島市、新上五島町、五島振興局農林水産部	H31. 2. 26	五島家保	<ul style="list-style-type: none"> ・発生ならびに対策等の情報共有 ・防疫対策の協議協議 ・対策に必要な調整等

会議名	構成	設置時期	事務局	協議内容
壱岐地区口蹄疫防疫対策会議	壱岐市農業協同組合、畜産協会壱岐支部、獣医師会壱岐支部、壱岐市、壱岐市家畜診療所、長崎県農業共済組合壱岐支所、建設業協会壱岐支部、壱岐振興局(管理部、保健部、農林水産部)	H30. 2. 8	壱岐家保	<ul style="list-style-type: none"> ・発生ならびに対策等の情報共有 ・防疫対策の協議協議 ・対策に必要な調整等
長崎・県央地域豚熱（アフリカ豚熱）防疫対策会議	長崎市、諫早市、大村市、西海市、時津町、長与町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、自衛防疫団体、農協、農協共済組合、飼料会社、獣医師、と畜場、化成場、長崎県県央振興局、長崎振興局	H31. 1. 10	中央家保	<ul style="list-style-type: none"> ・発生ならびに対策等の情報共有 ・防疫対策の協議協議 ・対策に必要な調整等
五島地域CSF（ASF）防疫対策会議	ごとう農業協同組合、田尾畜産農業協同組合、下五島地区豚疾病対策協議会、上五島地区家畜疾病対策協議会、長崎県農業共済組合五島支所、（公社）長崎県獣医師会五島支部、（株）JA ごとう食肉センター、五島市、新上五島町、五島振興局農林水産部	H31. 2. 26	五島家保	<ul style="list-style-type: none"> ・発生ならびに対策等の情報共有 ・防疫対策の協議協議 ・対策に必要な調整等
壱岐地区豚熱等防疫対策会議	壱岐市農業協同組合、畜産協会壱岐支部、獣医師会壱岐支部、壱岐市、壱岐市家畜診療所、長崎県農業共済組合壱岐支所、建設業協会壱岐支部、壱岐振興局(管理部、保健部、農林水産部)	H30. 9. 10	壱岐家保	<ul style="list-style-type: none"> ・発生ならびに対策等の情報共有 ・防疫対策の協議協議 ・対策に必要な調整等

【自衛防疫団体】

団体名	構成	設置時期	事務局	協議内容
長崎市家畜疾病対策協議会	牛・豚・鶏飼養者、長崎市	S53. 4. 1	長崎市農林振興課	自衛防疫に関する こと
諫早地区牛疾病対策協議会	牛飼養者、長崎県央農協	H30. 4. 27	長崎県央農協（南部 営農センター）	自衛防疫に関する こと
大村地区牛疾病対策協議会	牛飼養者、長崎県央農協	S55. 9. 12	長崎県央農協（中部 営農センター）	自衛防疫に関する こと
北高地区牛疾病対策協議会	牛飼養者、長崎県央農協	H30. 4. 27	長崎県央農協（南部 営農センター）	自衛防疫に関する こと
東彼地区家畜疾病対策協議会	牛飼養者、長崎県央農協	H30. 4. 27	長崎県央農協（北部 営農センター）	自衛防疫に関する こと
西海市牛疾病対策協議会	牛飼養者、長崎西彼農協	H18. 5. 30	長崎西彼農協（北部 営農センター）	自衛防疫に関する こと
開拓ながさき農業協同組合	牛飼養者、開拓ながさき農協	H21. 9. 17	開拓ながさき農協	自衛防疫に関する こと
県北家畜疾病対策協議会	佐世保市（宇久を除く）、平戸市、松浦市、佐々町、佐世保地区家畜診療所、松浦地区家畜診療所、平戸地区家畜診療所、指定獣医師、長崎県農業共済組合佐世保支所、長崎県農業共済組合平戸松浦支所、ながさき西海農業協同組合、させぼ地区和牛繁殖部会代表部会長、北松地区和牛繁殖部会代表部会長、松浦和牛繁殖部会代表部会長、平戸和牛繁殖部会代表部会長	H26. 4. 8	JA ながさき西海畜産部内	自衛防疫に関する こと
小値賀町牛疾病対策協議会	生産者代表、小値賀町役場、ながさき西海農業協同組合小値賀支店、指定獣医師	S51. 4. 1	JA ながさき西海小値賀支店内	自衛防疫に関する こと
宇久町家畜疾病予防対策協議会	佐世保市宇久家畜診療所、佐世保市宇久行政センター、ながさき西海農業協同組合宇久支店、宇久地区和牛部会	S51. 4. 1	JA ながさき西海宇久支店内	自衛防疫に関する こと

団体名	構成	設置時期	事務局	協議内容
北部地域牛疾病防疫対策協議会	島原雲仙農協北部基幹営農センター管内において牛を飼養している者	S51. 6. 1	島原雲仙農協北部基幹営農センター	自衛防疫に関する こと
西部地域牛疾病防疫対策協議会	島原雲仙農協西部基幹営農センター管内において牛を飼養している者	S51. 4. 1	島原雲仙農協西部基幹営農センター	自衛防疫に関する こと
南高南部地域牛疾病防疫対策協議会	島原雲仙農協東部・南部基幹営農センター管内において牛を飼養している者	H27. 12. 4	島原雲仙農協東部基幹営農センター	自衛防疫に関する こと
下五島地区牛疾病対策協議会	五島市内肉用牛飼養農家、五島市、ごとう農業協同組合、長崎県農業共済組合、五島家畜保健衛生所	H7. 4. 1	JA ごとう畜産事業所	自衛防疫に関する こと
上五島地区家畜疾病対策協議会	新上五島町内畜産農家、新上五島町、ごとう農業協同組合	H15. 7. 23	JA ごとう（上五島支店）	自衛防疫に関する こと
壱岐市肉用牛自衛防疫協議会	壱岐市内で肉用牛を飼養している者及び壱岐市、壱岐市農業協同組合、壱岐市家畜診療所、長崎県農業共済組合壱岐支所	S49. 4. 4	壱岐市農業協同組合畜産部	自衛防疫に関する こと
対馬地区家畜疾病対策協議会	対馬地区で畜産を営む者及び対馬市、対馬農業協同組合、長崎県農業共済組合対馬支所、対馬振興局農林水産部家畜衛生課（対馬家畜保健衛生所）	S56. 4. 1	対馬家保内	自衛防疫に関する こと
諫早市豚疾病対策協議会	豚飼養者、諫早市	H17. 10. 2	諫早市農業振興課	自衛防疫に関する こと
大村市養豚振興協議会	豚飼養者、大村市	H15. 7. 4	大村市農林水産振興課	自衛防疫に関する こと
西彼地区豚疾病対策協議会	豚飼養者、西海市	S48. 4. 1	西海市農林課	自衛防疫に関する こと
県北地区豚疾病対策協議会	佐世保市、平戸市及び松浦市において養豚を営む者	R1. 9. 13	県北家保内	自衛防疫に関する こと

団体名	構成	設置時期	事務局	協議内容
島原市養豚協議会	島原市に住所を持ち、島原半島内で養豚業を営む者	R1. 10. 17	島原市農林水産課内	自衛防疫に関する こと
有明豚自衛防疫協議会	島原市内の養豚農家	S49. 8. 22	農家	自衛防疫に関する こと
雲仙市豚自衛防疫協議会	雲仙市管内において養豚を営む者	H26. 8. 8	会長宅	自衛防疫に関する こと
南島原市養豚協議会	南島原市管内において養豚業を営む者及び法人にあっては、本社所在地を持って構成する	R1. 9. 25	会長宅	自衛防疫に関する こと
下五島地区豚疾病対策協議会	下五島地区養豚生産者、五島市、ごとう農業協同組合、長崎県農業共済組合五島支所、五島家畜保健衛生所	H7. 4. 1	五島家保内	自衛防疫に関する こと
壱岐市家畜自衛防疫協議会	壱岐市内で豚・鶏を飼育している者	S48. 4. 1	壱岐家保内	自衛防疫に関する こと
諫早市鶏病対策協議会	鶏飼養者、諫早市	H17. 3. 1	諫早市農業振興課	自衛防疫に関する こと
大村市鶏病対策協議会	鶏飼養者、大村市	S42. 9. 29	大村市農林水産振興課	自衛防疫に関する こと
西彼南部地域鶏病対策協議会	鶏飼養者、長与町	S42. 2. 25	長与町産業振興課	自衛防疫に関する こと
西彼北部地域鶏病対策連絡協議会	鶏飼養者、西海市	H17. 4. 1	西海市農林課	自衛防疫に関する こと
県北地区鶏病対策協議会	佐世保市、松浦市、平戸市、北松浦郡、東彼杵郡において養鶏業を営む者及び関係団体	S49. 4. 1	長崎県畜産協会県北支部内	自衛防疫に関する こと
島原市養鶏協会	島原市管内で養鶏業を営む者	H19. 7. 18	島原市	自衛防疫に関する こと
雲仙市鶏自衛防疫協議会	雲仙市管内で養鶏業を営む者	H3. 4. 1	県南家保内	自衛防疫に関する こと
南島原市養鶏協議会	南島原市管内で養鶏業を営む者	H20. 4. 1	会長宅	自衛防疫に関する こと
下五島地区鶏病対策協議会	五島市内養鶏農家	S48. 1. 16	五島家保	自衛防疫に関する こと

【野生イノシシ豚熱対策】

協議会名	構成	設置時期	事務局	協議内容
長崎県野生イノシシ経口ワクチン協議会	県民生活環境部生活衛生課 " 自然環境課 農林部農山村振興課 農林部畜産課 農林部林政課 関係振興局農林(水産)部 関係市町 (一社)長崎県猟友会 長崎県森林組合連合会 (一社)長崎県畜産協会 長崎県養豚協会	R5. 10. 31	農林部畜産課 (一社)長崎県畜産協会	野生イノシシ豚熱経口ワクチンに関すること